

寒川浄水場排水処理施設更新等特定事業 事業者ヒアリング結果の公表について

県企業庁では、寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針別紙3「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」に基づき事業者ヒアリングを実施いたしましたので、同要綱5の規定によりその概要を公表します。

1 実施状況

事業者ヒアリング(以下「ヒアリング」という。)については、9事業者から参加希望があり、平成14年11月～12月に次表のとおり実施しました。実施方法は、事前に提出された提案・意見について事業者側からの説明を受け、これに対し県企業庁側の考え方等を述べ、その後意見交換するという方法としました。

実施日	参加事業者名
11月25日(月)	三井物産株式会社
12月2日(月)	富士電機株式会社
3日(火)	大成建設株式会社
4日(水)	日立造船株式会社
10日(火)	月島機械株式会社
11日(水)	株式会社日立製作所
12日(木)	住友重機械工業株式会社
16日(月)	株式会社荏原製作所
17日(火)	三井物産株式会社(第2回目)
26日(木)	株式会社U F J銀行

2 公表にあたって

今回のヒアリングについては、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意し、原則公開という立場で臨みました。したがって、ヒアリングの席上で未公表の資料等の開示や、新たな見解の開陳は行っておりません。ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、ヒアリング参加者独自のノウハウについては、当該参加者からの申入れがあった場合及び県企業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としていません。

公表資料における県企業庁の発言は、ヒアリング実施時点での考え方によっています。したがって、今回のヒアリング結果等を踏まえて県企業庁において対応を検討したものについては入札説明書公表時に改めて公表します。(ただし、主要意見に関する検討の方向性については、次項でお示ししています。)

なお、それぞれのヒアリング結果の概要中の事業者名の記載については、株式会社を省略した略称としています。

3 主要意見に関する検討の方向性

事業者ヒアリングにおいて複数の事業者から頂いた御意見、意見招請や意見交換会でも頂いていた御意見等の主要意見については、現在、次のような方向性で検討を進めています。なお、以下の内容は、あくまでも現時点での検討の方向性であり、入札公告時の公表内容とは一致しない場合もあり得ることを申し添えます。

- (1) サービス購入料を一体不可分とし、維持管理・運営期間中のペナルティ（減額）が初期投資相当部分（割賦部分）に及ぶ仕組みについては、資金調達を困難にする、税務・会計上の不都合が生じる可能性がある等の理由から見直しを求める御意見を数多く頂きました。

[検討の方向性]

事業者にとって参加のしやすい仕組みとするため、維持管理・運営期間中のペナルティ（減額）が初期投資相当部分（割賦部分）に及ぶ可能性がある仕組みは維持しつつも、排水処理に伴うペナルティポイントを調整する、不法投棄を除く再生利用業務については、ペナルティの仕組みから切り離す、など見直しを検討しています。

- (2) 新施設設の瑕疵担保責任の存続期間を一律 10 年としていることについては、設定期間が長過ぎるため結果的にコストの上昇を招く、民間契約の実態に馴染まない等の理由から、特に設備に関する瑕疵担保期間の見直しを求める御意見を数多く頂きました。

[検討の方向性]

建物に関する瑕疵担保責任の存続期間は 10 年間のままとし、設備に関する瑕疵担保責任の存続期間を 1 年間とする方向での見直しを検討しています。

- (3) 維持管理・運営期間中の不可抗力により増加費用や損害が発生した場合、当該増加費用等の 100 分の 1 を事業者負担としていることや不可抗力を原因として運営開始が遅延したことにより増加費用等が生じた場合、本件引渡日（平成 18 年 4 月 1 日）から 3 ヶ月以内に事業者が生じた増加費用等を事業者の負担としていることについては、事業者が負担すべき金額が青天井となる等の理由から見直しを求める御意見を数多く頂きました。

[検討の方向性]

維持管理・運営期間中の不可抗力による増加費用等や不可抗力を原因とする運営開始遅延に伴う増加費用等については、原則として県企業庁の負担とする方向での見直しを検討しています。

(4) 提案時から本件引渡日までの金利変動リスク及び物価変動リスクを事業者負担としていることについては、事業者リスクに馴染まないということで、見直しを求める御意見を数多く頂きました。

[検討の方向性]

提案時から本件引渡日までの金利変動リスク及び物価変動リスクは県企業庁負担とする方向での見直しを検討しています。

(5) 脱水ケーキの再生利用に関しては、市場リスクが大きいことから、事業者のリスク負担を軽減し、事業の継続性を確保すべきという趣旨の御意見を数多く頂きました。

[検討の方向性]

現在、提示している仕組みでは、脱水ケーキの最終処分場への埋め立ては一切認めていませんが、市場変動等やむを得ない事情がある場合には、関係者協議会で協議の上、県企業庁の承諾が得られた場合に限り、緊急避難としての最終処分場への埋め立てを可能とする方向での見直しを検討しています。

脱水ケーキの再生利用の市場動向を考慮し、再生利用業務費の提案単価の固定期間を 10 年間から 5 年間に短縮する方向での見直しを検討しています。